

神奈川県難病医療連携拠点病院及び神奈川県難病医療支援病院募集要項

1 公募の趣旨

難病について、早期の診断、地域での適切な診療を行うために拠点となる医療機関を整備する必要があります。

神奈川県における適切な難病医療提供体制の構築のため、難病全般に係る早期診断及び専門治療を行う病院（神奈川県難病医療連携拠点病院）及び主要な難病の診断及び標準治療等を行う病院（神奈川県難病医療支援病院）を募集します。

2 指定病院数（予定）

（１）神奈川県難病医療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）

三次保健医療圏を単位として、４か所程度

（２）神奈川県難病医療支援病院（以下「支援病院」という。）

概ね二次保健医療圏に１か所以上

3 指定期間

令和９年４月１日から令和１３年３月３１日

4 応募資格

（１）拠点病院

以下の全ての要件を満たす医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５に規定する病院
ア 神奈川県に所在すること。

イ 神奈川県難病医療提供ネットワーク事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第４条に定める役割を果たすことができること。

ウ 神奈川県難病医療提供ネットワーク事業実施要領（以下「実施要領」という。）第３条第１項に定める指定要件を満たしていること。

エ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）に規定する一般競争入札に参加させることができない者でないこと。

オ 法人税、消費税及び地方消費税、並びに地方税について滞納がないこと。

カ 神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

キ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成１１年法律第２５５号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

（２）支援病院

以下の全ての要件を満たす医療法第１条の５に規定する病院

ア 神奈川県に所在すること。

- イ 実施要綱第5条に定める役割を果たすことができること。
- ウ 実施要領第3条第2項に定める指定要件を満たしていること。
- エ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する一般競争入札に参加させることができない者でないこと。
- オ 法人税、消費税及び地方消費税、並びに地方税について滞納がないこと。
- カ 神奈川県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- キ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

5 応募方法等

（1）申請様式の入手方法

神奈川県ホームページよりダウンロード

<URL>

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/cnt/f531594/kyotennbyouinn.html>

（2）提出書類

ア 拠点病院 第1号様式の1（神奈川県難病医療連携拠点病院指定申請書）

イ 支援病院 第1号様式の2（神奈川県難病医療支援病院指定申請書）

（3）提出方法

原則電子申請により申請

<URL>

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=133393

（4）提出先

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課難病対策グループ

（5）提出期限

令和8年10月31日（土）

6 選考方法等

（1）選考方法

神奈川県難病対策協議会の意見を踏まえ、神奈川県知事が指定します。

なお、選考は非公表で実施し、指定の可否を除く審査経過等については、申請者に通知しません。

(2) 選考の手順

ア 書面審査

提出された書面にに基づき、応募要件への適合性について審査します。

イ ヒアリング

必要に応じて、申請者（申請者を代理する者でも可）に対し、ヒアリングを実施します。
なお、ヒアリングを欠席した場合、申請を辞退したものとみなします。

ウ 選考委員会

書面審査及びヒアリングにおける審査を踏まえ、神奈川県難病医療連携拠点病院等選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、指定する医療機関の候補を選定します。

エ 指定

選考委員会において選定された候補について、神奈川県難病対策協議会の意見を踏まえ、神奈川県知事が指定します。

(3) 評価結果の通知

指定の可否は文書により通知します（令和9年3月下旬予定）。

7 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- (1) 応募資格のない者が申請した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 破産等により、拠点病院又は協力病院の役割を果たすことが困難と認められるに至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、申請に当たり著しく信義に反する行為があった場合

8 その他の留意事項

- (1) 応募に要する費用は、全て応募者の負担となります。
- (2) 提出された書類は、返却しません。
- (3) 本案件に係る情報公開請求があった場合、神奈川県情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があります。

9 問合せ先

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課難病対策グループ

電話 045-210-4777